

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 4 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 5 号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成 12 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 6 号中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度」を「平成 31 年度及び平成 32 年度」に、「27,760 円」を「23,130 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,130 円」とあるのは、「37,010 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「23,130 円」とあるのは、「44,720 円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 6 条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 31 年度分の保険料から適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。